

平成28年6月23日施行

風営法改正!!

特定遊興飲食店営業の新設

「特定遊興飲食店営業」とは、深夜において客に遊興をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業をいいます。

※深夜とは、午前0時から午前6時までの時間

※遊興とは、営業者側の積極的な行為によって客に遊び興じさせること(下記参照)



客にダンスをさせる場所を設けるとともに、音楽や照明の演出等を行い、不特定の客にダンスをさせる行為



不特定の客に歌手がその場で歌う歌、バンドの生演奏等を聴かせる行為

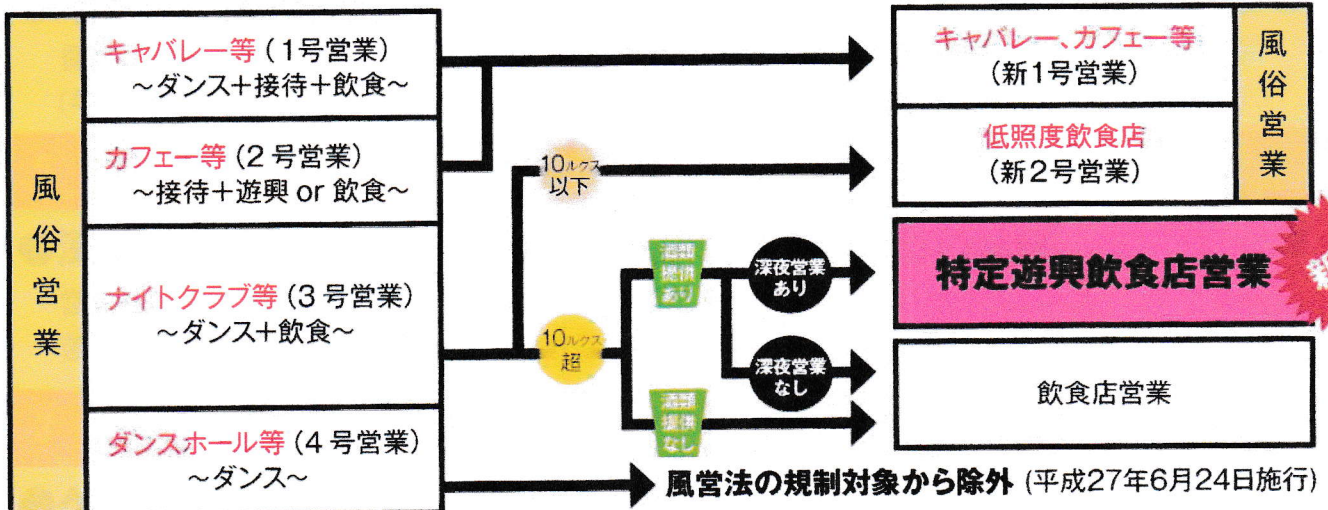


不特定の客にショー、ダンス、演芸その他の興行等を見せる行為

ダンス営業に係る規制の見直し

改正前

改正後



風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の一部改正

平成28年6月23日に施行されます。

ただし、特定遊興飲食店営業の許可申請は、**平成28年3月23日**から行うことができます。

① 特定遊興飲食店営業に関する主な規制

● 公安委員会の許可制

特定遊興飲食店営業を営もうとする者は、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければなりません。

(無許可営業→2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科)

● 営業可能な地域を限定

営業所が下記の地域内がないとき、又は下記の地域内であっても近くに病院等がある場合は許可を受けることはできません。

北九州市	小倉北区のうち、魚町1丁目から4丁目まで、鍛冶町1丁目及び2丁目、京町1丁目から4丁目まで、米町1丁目及び2丁目、紺屋町、堺町1丁目及び2丁目、船頭町、船場町並びに古船場町 八幡西区のうち、熊手1丁目、2丁目及び3丁目(1番から3番までに限る。)、黒崎1丁目から4丁目まで並びに藤田3丁目
福岡市	博多区のうち、中洲1丁目から5丁目まで 中央区のうち、大名1丁目及び2丁目、天神1丁目から3丁目まで、西中洲並びに舞鶴1丁目及び2丁目
大牟田市	旭町3丁目、栄町1丁目及び2丁目、新栄町、住吉町、大正町1丁目及び2丁目、築町、中島町、橋口町、浜町、古町、本町1丁目及び2丁目、港町並びに有明町1丁目(1番地に限る。)
久留米市	小頭町(1番地、2番地、8番地、9番地及び11番地に限る。)、通町(2番地、3番地及び6番地に限る。)、日吉町(1番地から15番地までに限る。)、本町(2番地に限る。)、及び六ツ門町(1番地から14番地まで及び17番地から22番地までに限る。)
飯塚市	飯塚(1番から13番までに限る。)、本町(1番から12番までに限る。)、及び吉原町(7番から12番までに限る。)

※営業所が、ホテルや旅館等の施設内に所在し、構造設備等が一定の基準に適合する場合を除く。

● 営業時間の制限

県下全域、午前5時から午前6時までの時間は営業することはできません。

● 年少者の立入制限

保護者の同伴がない場合は、午後6時以降に18歳未満の者を立ち入らせることはできません。
(午前0時以降は、保護者同伴の場合でも18歳未満の者を立ち入らせることはできません。)

② 良好な風俗環境の保全を図るための措置

● 深夜に風俗営業又は特定遊興飲食店営業を営む者の義務

営業所周辺における客の迷惑行為を防止する措置をとらなければなりません。
苦情処理に関する帳簿を備え付けなければなりません。

③ その他の改正

● ゲームセンターへの入場規制の緩和

保護者同伴の場合は、午後6時以降も16歳未満の者を入場させることができることとなりました。
(午後10時以降は、保護者同伴の場合でも18歳未満の者を入場させることはできません。)